

横浜市一時保育事業のご案内

1 一時保育事業（認可保育所等で行う一時的な保育）とは

一時保育とは、保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かり（保育）する制度です。

2 対象児童

認可保育所等（横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業（給付対象）、家庭的保育事業及び認定こども園の保育所部分も含む）に在籍していない未就学児童
※横浜市民以外の利用については、直接施設にお問い合わせください。

3 利用制限

下記の利用用途で預かります。なお、児童一人あたり、利用限度は合計 120 時間です。

種類	内容
非定型的保育	保護者等の就労、職業訓練や就学、介護等により、家庭での保育が断続的に困難となる児童をお預かりします。
緊急保育	保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりします。
リフレッシュ保育	育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童をお預かりします。

例えば…
非定型利用で 100 時間
利用している場合は、
緊急やリフレッシュで
の利用は 20 時間可能
です。

4 利用料

保護者が横浜市民である児童の利用料は、右のとおり上限額を設定しています。ただし、金額や一時保育事業の実施時間の設定は施設によって異なります。また、キャンセル料・一時保育事業実施「時間外」の料金などは各施設で定めているため、施設へお問い合わせください。
※利用料は 30 分単位で徴収され、10 円未満は切り上げです。
※市外在住児童については市で定める上限金額がなく、施設によって異なるため、直接ご確認ください。

＜一時保育事業 料金の上限＞
3歳児未満 300 円（1時間あたり）
2,400 円（1日あたり）
3歳児以上 160 円（1時間あたり）
1,300 円（1日あたり）
給食・おやつ 合計 500 円
（1日あたり）
※日額上限は継続します。

減免制度：保護者が横浜市民の場合、利用料（給食・おやつ代を除く）減額制度があります。（里帰り出産や海外からの一時的な帰国は対象外）

・全額減免：被保護世帯、非課税世帯、ひとり親世帯（児童扶養手当受給等）、多胎児（緊急・リフレッシュのみ）

・2/3 減免：市民税所得割合算額が7万7,101 円未満である場合

※利用日前に施設へ証明書類等を提出し、承認を得る必要があります。

証明書類等…「保護証明書」「保護（開始）決定通知書」「生活保護費支給証」「市民税・県民税（非）課税証明書」「児童扶養手当証書」「福祉医療証（ひとり親医療証）」「母子手帳（出生届出済証明の箇所）」など、受ける減免によって異なります。

5 実施施設

横浜市一時預かり WEB 予約システムから検索が可能です。

詳しくは[横浜市一時預かり WEB 予約システム](#)で検索🔍

※WEB 予約機能は一部の施設のみ実施しています



横浜市一時預かり
WEB 予約システム
の二次元コードは
こちら

類似事業の紹介（乳幼児一時預かり）

認可外保育施設でも一時的な預かりを実施しています。「横浜市一時預かり WEB 予約システム」から検索と WEB 予約が可能です。